

平成25年12月18日
九州電力株式会社

川内原子力発電所1号機の高経年化対策に係る
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

当社は、川内原子力発電所1号機について、原子炉等規制法に基づき、運転開始後30年を迎える前に、安全上重要な機器を対象として、高経年化技術評価を行ないました。

その結果、従来の機器の点検・検査などの保全活動の継続、及び高経年化の観点から抽出した追加の設備保全活動を実施することにより、今後も安全に運転を継続することが可能であることを確認しました。

本日、運転開始後30年目以降の10年間に実施すべき、具体的な保全内容を取りまとめた長期保守管理方針を反映した、川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を、国へ申請しましたのでお知らせします。

当社は、今後とも、原子力発電所の保全活動を適切に実施することにより、原子力発電所の安全・安定運転に、万全を期してまいります。

【高経年化技術評価】

- ・原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以降30年を経過する日までに、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器（安全上重要な機器）について、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価結果に基づき、30年を超える10年間に実施すべき保守管理に関する方針（長期保守管理方針）を定めるもの。
- ・この具体的な保守管理は、原子炉施設保安規定に位置づけ、国の認可の対象とされている。

以上